

## 平成22年度 労働事情実態調査の結果概要

本会では、県内中小企業の労働環境を把握し、中小企業労働対策及び支援方針の策定に反映させるため、毎年「中小企業労働事情実態調査」を実施している。本稿では、平成22年度調査の結果概要を報告する。

### 1. 回答事業所の内訳

調査対象事業所1,000事業所のうち、回答のあったのは591事業所で、内訳は製造業243事業所、非製造業348事業所であった。

調査対象事業所数	回答事業所数	回答率
1,000	591	59.1%

### 2. 経営上のあい路

経営上のあい路をみると、昨年と同様「販売不振・受注の減少」62.5%が最も多く、「同業他社との競争激化」50.7%、「製品価格（販売価格）の下落」24.6%、「人材不足」21.1%となっている。

### 3. 従業員の労働時間

#### 【週所定労働時間】

週所定労働時間は「40時間」が38.8%と最も多く、次いで「38時間超40時間未満」33.7%、「38時間以下」12.2%となっており、事業所全体の84.8%（昨年84.5%）が週40時間制をクリアしている。

### 4. 従業員の年次有給休暇

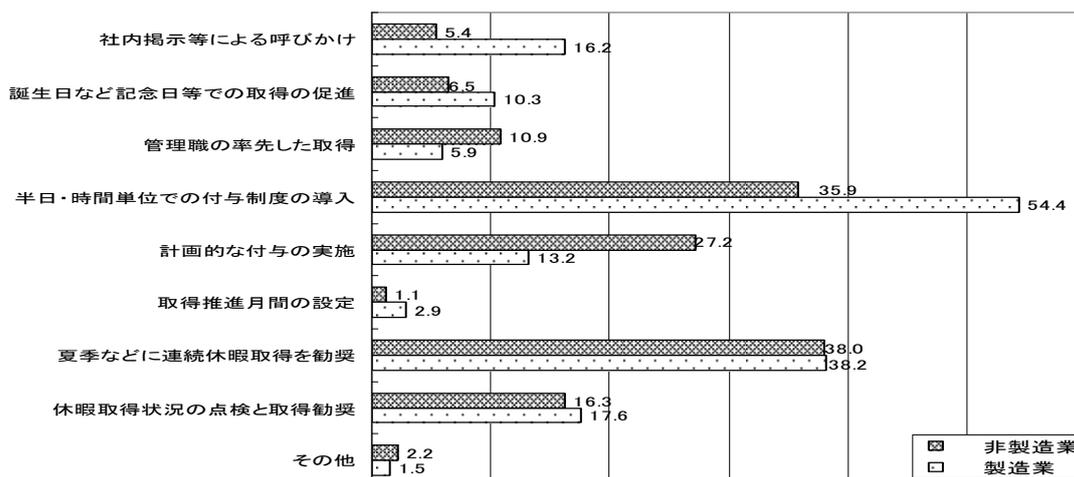
#### ①従業員一人当たりの年次有給休暇の平均付与日数と取得日数

平成21年（1月～12月）の従業員一人当たりの年次有給休暇の付与日数は、「15～20日未満」の回答が44.1%と最も多い。一方、取得日数は「5～10日未満」が35.4%と最も多くなっている。

#### ②年次有給休暇の取り組み内容

製造業は「半日・時間単位での付与制度の導入」が54.4%と最も多く、次いで「夏季などに連続休暇取得を勧奨」38.2%、「休暇取得状況の点検と取得勧奨」17.6%と続く。非製造業は「夏季などに連続休暇取得を勧奨」38.0%、次いで「半日・時間単位での付与制度の導入」35.9%となっている。

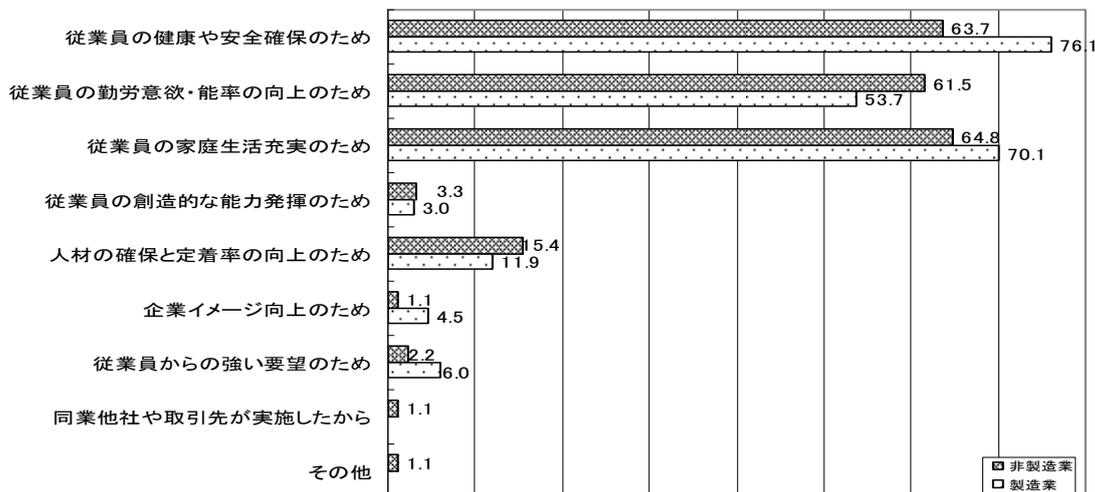
【年次有給休暇取得促進の取り組み内容】



### ③年次有給休暇取得促進に取り組んだ理由

年次有給休暇取得促進に取り組んだ理由について製造業は「従業員の健康や安全確保のため」が76.1%と最も多く、「従業員の家庭生活充実のため」70.1%、「従業員の勤労意欲・能率の向上のため」53.7%と続く。非製造業は「従業員の家庭生活充実のため」が64.8%と最も多く、「従業員の健康や安全確保のため」63.7%、「従業員の勤労意欲・能率の向上のため」61.5%の順である。

【年次有給休暇取得促進に取り組んだ理由】

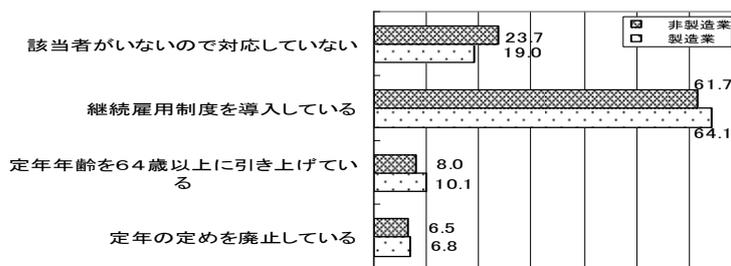


## 5. 高齢者の雇用（平成22年度調査における新規項目）

### ①高齢者雇用確保措置への対応状況

65歳までの高齢者雇用確保措置への対応状況は、製造業、非製造業いずれも「継続雇用制度を導入している」が最も多い。

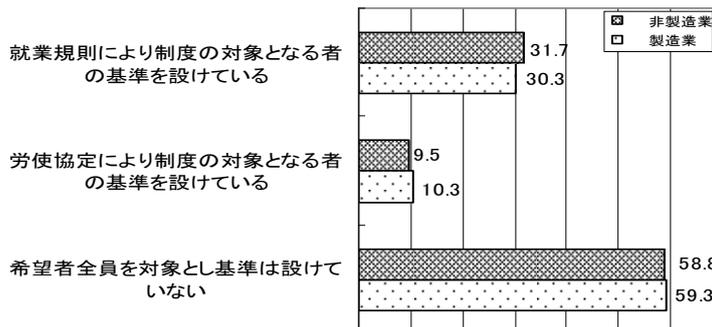
【65歳までの高齢者雇用確保措置への対応状況】



### ②継続雇用制度対象者の基準

継続雇用制度対象者の基準は、製造業、非製造業いずれも「希望者全員を対象とし基準は設けていない」が最も多い。

【継続雇用制度対象者の基準】

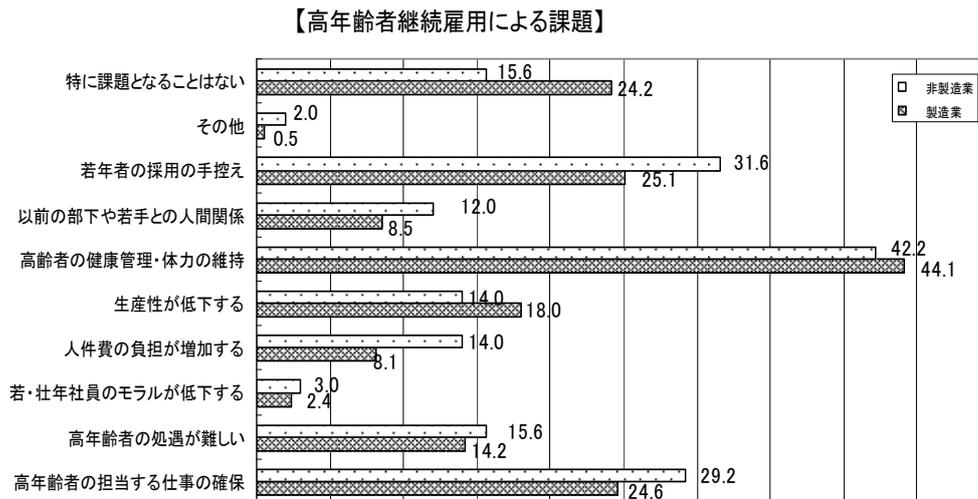


### ③継続雇用の高齢者の雇用形態について

継続雇用の高齢者の雇用形態は、製造業と非製造業を合わせると「正社員の補助業務」51.5%が最も多く、「正社員と同じ業務」31.3%、「正社員とは違う独立した業務」14.9%となっている。

### ④高齢者継続雇用による課題

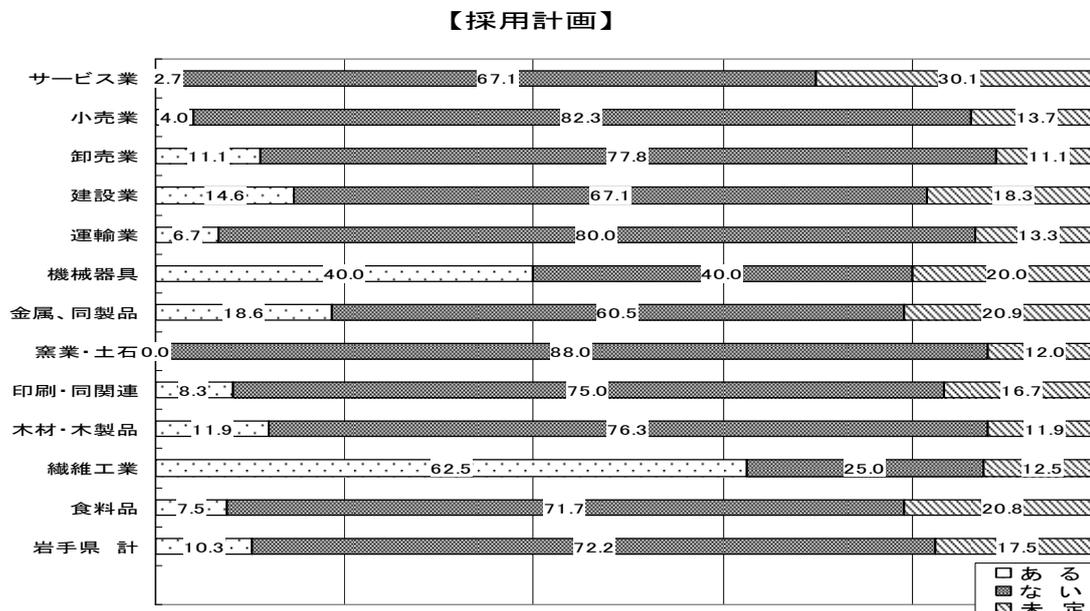
高齢者継続雇用による課題について、製造業は「高齢者の健康管理・体力の維持」44.1%が最も多く、「若年者の採用の手控え」25.1%、「高齢者の担当する仕事の確保」24.6%と続く。非製造業は「高齢者の健康管理・体力の維持」が42.2%と最も多く、「若年者の採用の手控え」31.6%、「高齢者の担当する仕事の確保」29.2%となっている。



## 6. 新規学卒者の採用計画・初任給

### ①採用計画

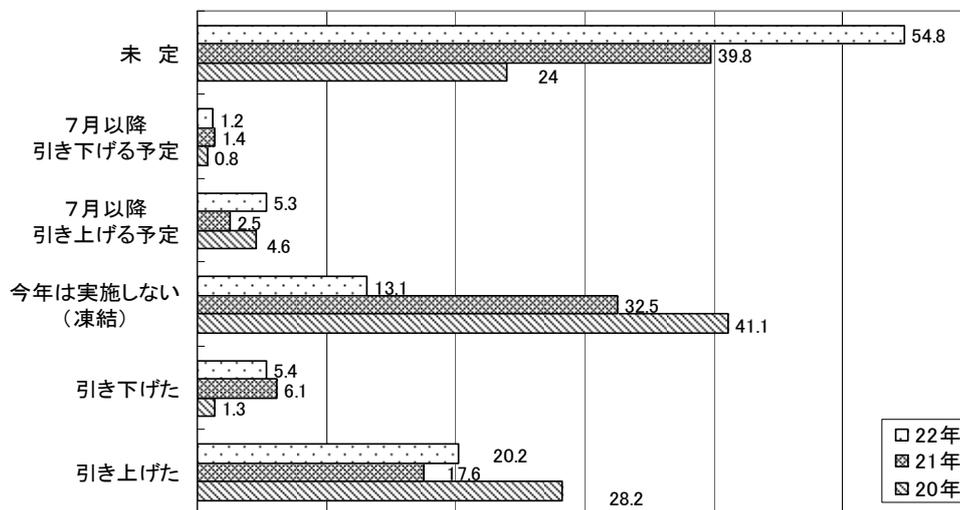
平成22年3月の新規学卒者について、岩手県全体で「採用計画がある」と回答した事業所は、昨年度より4ポイント増加の10.3%であり、また「採用計画がない」事業所は、昨年度より4.1ポイント減少の72.2%となった。業種別では「繊維工業」で6割、「機械器具」で4割の事業所で「採用計画がある」と高い回答だったのに対し、「小売業」「運輸業」「窯業・土石」では8割以上の事業所で「採用計画がない」との回答であった。



### ②賃金改定の実施

平成22年1月1日から7月1日までの間の賃金改定の実施状況を見ると、「未定」の54.8%を除くと「引き上げた」とした事業所が全体で20.2%と最も多かった。次いで「今年は実施しない（凍結）」の回答が昨年と比べ19.4ポイントダウンの13.1%となっている。

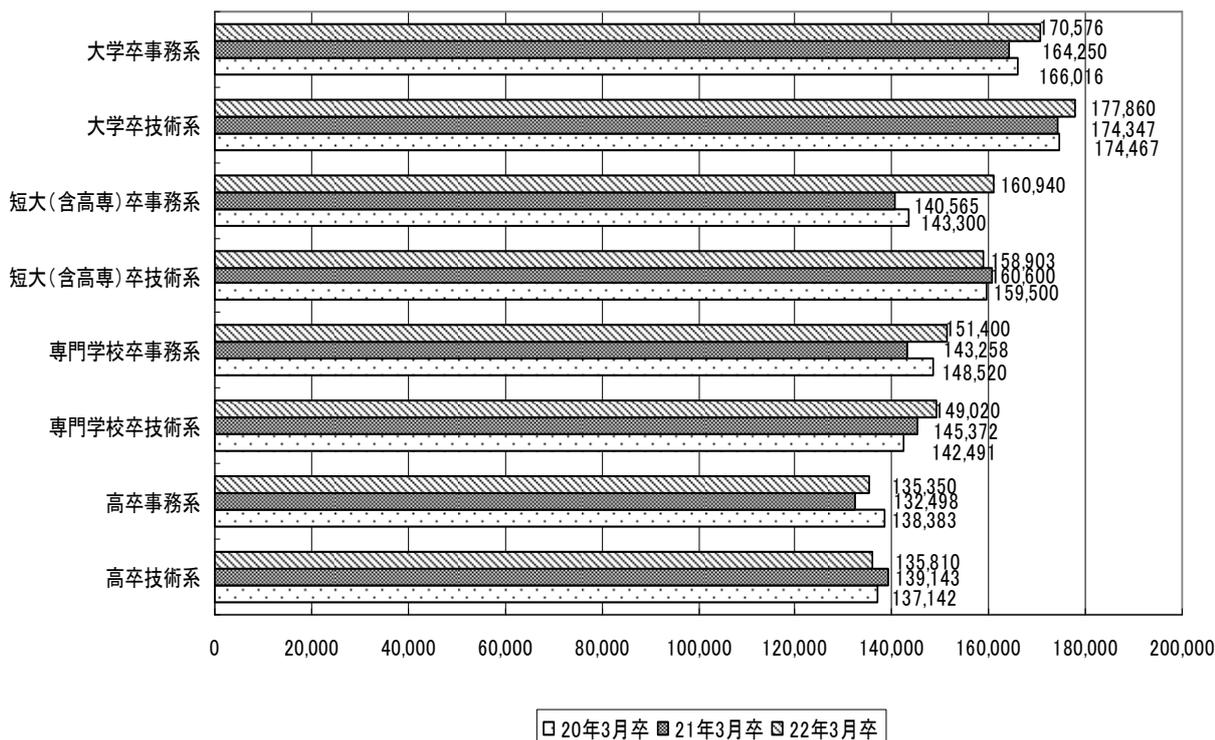
【賃金改定】



### ③新規学卒者の初任給

平成22年3月卒の新規学卒者初任給は、「短大(含高専)技術系」及び「高卒技術系」が昨年を下回ったものの、「大学卒事務系」「大学卒技術系」「短大(含高専)事務系」「専門学校卒事務系」及び「高卒事務系」は落ち込みが見られた昨年より上回った。

【新規学卒者の初任給】



# 平成23年度 中小企業関係概算要求の概要について

国では平成22年12月24日、臨時閣議により平成23年度予算案が閣議決定され、中小企業関係予算案の概要・ポイントが公表された。内容は以下の通り（以下、()内の数字は平成22年度予算額）。

## 平成23年度中小企業対策費政府全体 1,969億円（22年度：1,911億円）

政府全体で22年度予備費560億円、22年度一次補正予算5,829億円を、前倒し実施のものを含め措置。

### 1. 生産性の向上

#### (1) 中小企業の有する技術の維持・高度化

- ① ものづくり中小企業での開発から試作段階までを支援（サポイン事業） **150億円**（150億円）
- ② 専門家等による一元的な窓口を全国に設け中小企業等の知的財産活用を支援 **18億円**（新規）

#### (2) 中小企業で活躍する人材の確保・育成

就職未内定の新卒者等に中小企業での職場実習機会を提供（22年度前半の5千人に加え、23年度にかけて1万人規模で実施中）すること等により新規人材と採用意欲のある中小企業とのマッチングを実施。  
→予備費110億円、補正5億円を確保。既存の資金と併せて実施

#### (3) 中小企業の経営力の強化等

中小企業の経営支援を専門家の派遣や支援機関のネットワーク強化により充実 **40億円**（新規）  
→最低賃金の引上げ要請を踏まえ、厚生労働省の支援事業とも連携

### 2. 中小企業海外展開支援

#### (1) JETRO・中小機構の連携支援

10月に立ち上げた「中小企業海外展開支援会議」（議長：大島経産大臣）の枠組みの中核となるJETROと中小機構が、中小企業の海外展開を一貫支援（情報提供、海外見本市や商談機会の拡大等） **25億円**（23億円）

#### (2) 海外販路開拓支援

- ① クール・ジャパンの底力を産業化するため、海外販路開拓を行う企業グループの取組を支援 **12億円**（新規）
- ② 中小企業が協働で実施する地域産品の商品開発・海外販路開拓の支援（ジャパンブランド事業） **6億円**（7億円）

### 3. 経営の安定化

#### (1) 資金繰り支援の万全の実施

- ① 日本政策金融公庫の経営基盤の強化（補給金） **152億円**（147億円）
- ② 信用保証協会の経営基盤 **81億円**（81億円）
- ③ 小規模事業者経営改善資金融資（マル経）の拡充措置  
貸付限度額の1,000万円→1,500万円への引上げ等を24年3月末まで延長 **36億円**（36億円）  
→上記のほか、政府全体の資金繰り対策として予備費330億円、補正5,653億円を措置。

#### (2) 下請取引適正化の推進

下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用と「下請かけこみ寺」での相談対応 **6億円**（7億円）

### 4. 起業・転業、グループ化（事業引継ぎ、連携、再生）の支援

農商工連携、新連携等による新商品・サービスの開発・販路開拓支援 **31億円**（43億円）

### 5. 商店街の活性化

地域コミュニティを担う商店街の活性化 **20億円**（32億円）

本件に関する詳細は中小企業庁HP (<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>)を参照。

## 平成23年度 税制改正大綱のポイント

「平成23年度税制改正大綱」が昨年12月16日に閣議決定された。本稿では、今回の改正措置のうち中小企業に関連する以下の項目について紹介する。

### 1. 中小軽減税率の引下げ(法人税、法人住民税)

中小企業(資本金1億円以下)の所得金額のうち、年800万円以下の金額について適用される軽減税率を、18%(本則22%)から15%(本則19%)に引下げ(適用期間は3年間(平成25年度末まで))。また、中小企業の年800万円超の所得部分については、法人実効税率を5%引下げ。

### 2. 繰越欠損金制度の見直し(法人税、法人住民税、法人事業税)

中小企業については控除限度額に制限を加えない現行制度が維持され、繰越期間が7年間から9年間に2年間延長される(平成20年4月1日以後に終了した事業年度にて生じた欠損金額について適用)。

### 3. 雇用促進税制の創設(所得税、法人税、法人住民税、個人住民税)

中小企業が従業員を10%以上かつ2人以上増加させた場合に、1人当たり20万円を税額控除する制度を創設(大企業は10%以上かつ5人以上)。

### 4. グリーン投資減税の創設(所得税、法人税、法人住民税、事業税)

中小企業が二酸化炭素排出削減等に効果が見込まれる設備等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を適用できる制度を創設(大企業は特別償却のみ)。現行のエネルギー需給構造改革投資促進税制は廃止。

### 5. 中小企業等の貸倒引当金の特例(法人税、法人住民税、事業税)

公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例(繰入限度額の16%割増措置)について、割増率を12%に引き下げた上で、適用期限を3年間延長。

### 6. 中小企業の集積の再生(所得税、法人税、印紙税、事業所税、個人住民税、法人住民税、事業税)

総合特別区域法(仮称)の制定に伴い、市区町村向けの高度化事業の用に供する土地等の譲渡所得の特別控除及び事業所税の非課税措置等を創設。

### 7. 小規模企業者等設備導入資金貸付制度における貸与機関の資金貸付事業及び設備貸与事業の法人税非課税措置(法人税、法人住民税)

地方分権改革推進計画に伴い、所要の法令改正を前提に、小規模企業者等設備導入資金助成法に規定する貸与機関が行う設備貸与事業及び設備資金貸付事業を引き続き法人税の収益事業から除外。

### 8. 中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置(不動産取得税)

収益性のある事業を有しながらも過剰な債務を負っている中小企業の事業再生を支援するため、譲渡される不動産に係る不動産取得税を軽減する措置の適用期限を1年間延長。

詳細は中小企業庁ホームページ(URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2010/>)を参照。

## 観光関連 I T セミナーを開催

本会では1月17日（月）、盛岡市の「ホテルメトロポリタン盛岡」を会場に、県内の旅館ホテル業向けの I T 経営革新セミナーを開催した。

このセミナーは、旅館ホテル業における I T 活用型経営に向け、中小企業の I T 化を促進するとともに、経営革新計画策定に取り組む企業の創出を図ることを目的に開催、本会がいわて希望ファンド事業の補助を受け実施したものである。

県内の旅館ホテル業界から約40名が出席。講師は、テレビ番組やCM、ホームページ等あらゆるメディアに対応したコンテンツ企画制作の他、最近ではオリジナルブランドの無農薬米のネット販売や地産地消型カフェの経営も手掛ける株式会社惣兵衛の代表取締役 畠山さゆり氏を招聘。「できる人の情報発信術！ コミュニケーションツール連動術」と題し、より高い価値を顧客に提供するためのマーケティングと経営戦略、各メディアをフル活用した展開事例等、自身の経験なども絡めた説得力ある話ぶりで会場を魅了した。

セミナー終了後、本会から経営革新支援制度の概要と支援策等について説明、同支援制度に関する周知と活用を促した。



県内旅館ホテル業関係者が集ったセミナーの様子



講師の惣兵衛 代表取締役 畠山さゆり氏

## 平成22年度 情報連絡員会議を開催

本会では12月22日（水）、盛岡市のエスポワールいわてにおいて情報連絡員会議を開催した。

情報連絡員制度は、県内の地区・業種を代表する組合の役職員 60 名（全国では約 3,000 名）を「情報連絡員」として委嘱。毎月業界の景気動向や組合・中小企業者の意見要望等の報告を受け、本会の組合等向け支援事業への反映や行政庁等への建議陳情活動に活用するなど、本会の最も重要なニュースソースのひとつとなっている（P15「情報連絡員レポート」参照）。

会議では地域・業界における現状及び課題の他、景気悪化がもたらす経済活動への影響等について様々な意見が寄せられた。当日の主な意見要旨については以下のとおり。

【酒類製造業】：コンビニ・量販店との扱い差が拡大。採算が取れない。規制緩和による販売免許取得が容易になり新規参入者の増加を懸念。

【金属製品製造業】：首都圏の物件の取り合い続く。関東からの業者が入り込むなど広域化している。

【青果小売業】：客離れが促進。大型店等の客足伸びる。異常気象等で商品確保に難。

【燃料小売業】：原油価格高騰。石油製品の需要も減少の一途。事業仕分けにより補助事業減少。

【板金工事業】：リフォーム補助金活用物件が増加。資材メーカーの下請け工事も増加。

## 地域貢献組合に2組合が表彰される

全国中央会では、地域経済・社会の活性化に果たす中小企業組合の重要な役割に鑑み、全国に存在する優れた事業活動を行う中小企業組合を表彰する「地域活性化貢献組合啓発・普及事業」を実施、この度本県から2組合が受賞した。表彰式は1月27日（木）、東京のANAインターコンチネンタルホテル東京に於いて開催され、受賞組合の中から協同組合江釣子ショッピングセンターの高橋祥元理事長及び水沢鋳物工業協同組合の及川敬理事長が出席、表彰状を授与された。表彰概要は以下のとおり。

### ● 選定委員会特別優秀賞（全国中央会会長賞）

#### 協同組合江釣子ショッピングセンター（北上市）

テーマ：「地域異業種連携によるゼロエミッション事業」

内容：共同店舗と産業廃棄物中間処理業者及びバス運行会社が連携、組合員店舗の事業活動で生じる廃油及び地域生活者の持ち寄る廃油をリサイクル、バイオディーゼル燃料として活用する等の地域連携サークルの形成及び環境問題対応、社会貢献活動が評価された。



特別優秀賞を受賞する高橋理事長（右）

### ● 優秀組合（全国中央会会長賞）

#### 水沢鋳物工業協同組合（奥州市水沢区）

テーマ：「工芸鉄器の海外市場開拓」

内容：本会の活路開拓事業による海外向け商品の開発から始まり、フランクフルトメッセ、メゾン・エ・オブジェ等の海外展示会への積極出展と継続的な求評活動が功奏し、海外の販路開拓に繋がったことが評価された。



表彰式会場の様子

## 貨物運送事業の労働条件改善に関する要請書を受理

1月22日、東北運輸局岩手運輸支局輸送・監査部門及び岩手労働局労働基準部監督課の代表者は本会平澤専務理事を訪れ、「貨物自動車運送事業に係る安全運行の確保と労働条件改善に関する協力」の要請書を提出した。この要請は、貨物自動車の過労運転・過積載が原因による重大な交通災害が後を絶たない現状から、トラック運転者の労働時間等労働条件の改善が不可欠であることへの荷主側の理解と協力を求める内容となっている。



要請書を受け取る平澤専務理事（左）

- 1 トラック運転者の拘束時間や運転時間については、改善基準告示でその限度が定められており、これを遵守することが必要。
- 2 運送の発注を行うに当たっては、次の事項に配慮すること。（1）運送事業者の適切な運行計画策定のため、発注条件を予め明確にするとともに、急な条件変更が無いようにすること、（2）トラック運転者の休憩時間、渋滞等を考慮した配送時刻設定とすること、（3）適切な運賃を設定すること等

本件に関する問い合わせは、岩手労働局労働基準部監督課 TEL：019-604-3006 または東北運輸局岩手運輸支局 輸送・監査部門 TEL：019-638-2155 まで。

## 補正予算成立による資金繰り支援策の概要

中小企業庁では、平成22年度補正予算（5,653億円）が成立したことを踏まえ、資金需要が高まる3月の年度末に向けて総額15兆円規模の資金繰り支援策を実施すると発表した。概要は以下のとおり。

- (1) 借換保証の拡充・推進…年度末に向け、①借入債務一本化、②返済条件緩和、③真水の追加等の拡充
- (2) セーフティネット保証…特に業況の厳しい中小企業に対する100%保証
- (3) 小口零細企業保証…保証利用残高1,250万円までの100%保証（従業員20人以下の企業）
- (4) 創業者向け保証…創業を行う者や創業5年以内の中小企業に対する100%保証
- (5) 日本政策金融公庫による借換えの促進など、直接貸付の充実

本件に関する問い合わせは、中小企業庁金融課 Tel: 03-3501-2876（直通）または中小企業庁ホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2010/101129YearEndAction.htm>) を参照。

## 中央会さん、出番ですよ ～最近の支援事例～

中央会では、地元産の原料や資材を活用した新商品開発や、魅力ある商店街・店舗づくりに向けた支援事業を実施している。今回は、盛岡市の「盛岡駅前商店街振興組合」への支援事例について紹介する。

### 【「開運」ブランドで商店街を活性化！】（本会実地指導事業等にて支援）

盛岡駅前東口に位置する「盛岡駅前商店街振興組合」では、「開運」をキーワードにした商店街ブランド構築に向け、平成20年より様々な事業を展開している。今や盛岡駅前を代表するイベント事業となった「盛岡駅前開運！100縁商店街」は昨年12月に第14回目の開催を迎えており、お値打ち品と様々なイベントで訪れた来街者に好評である。

本会では、当イベント事業の計画と実施に当たり、いわて希望ブランド地域活性支援事業の助成金活用を提案、事業計画の策定から助成金の申請、イベント事業の実施に至るまでトータルで支援を継続している。

また、組合と組合員及び商店街全体の情報発信機能を強化したいとの要請を受け、本会では組合等 Web 構築支援事業（全国中央会）を活用した商店街ホームページの作成を支援。計画書づくりから申請・採択へと至った結果、平成21年には公募により決定した当商店街のシンボルキャラクター「開運かなえちゃん」のブログとツイッターがスタート、昨年12月にはオンラインショッピングサイト「開運Shop」がオープンするなど、積極的な情報発信に力を入れている。

平成22年10月からは毎月、組合員の従業員等によるスマイルコンテストを開催、笑顔で商店街を盛り上げようとする新たな試みを展開している。また、昨年12月15日に盛岡駅前「岩手の居酒屋じょ居」横にお目見えした「盛岡駅前開運神社」は、駅前の新たなパワースポットとして建立したもので、報道陣が多数集まる中、盛岡の桜山神社宮司が祈祷を行い神社建立式を行った。本会では今後も同商店街の各種事業の支援を継続する。



開運かなえちゃんのShopサイトトップページ



盛岡駅前開運神社お披露目の様子

盛岡駅前商店街振興組合ホームページ：<http://www.kaiun-street.com/>

同オンラインショッピングサイト「開運Shop」：<http://www.kaiun-shop.com/>

## ～世界から Xin chao! (シン・チャオ=ベトナム語でこんにちは)～

このコーナーは、岩手に縁のある外国人の方から、日本や岩手について思うことを自由に寄稿いただくコーナー。今回は岩手県アパレル協同組合の外国人研修生として縫製加工を学んでいるグエットさんから、研修制度や日本の印象について寄稿いただきました。

私はグエットといいます。30歳です。

3年前に縫製関係の技能実習生として日本に来て、今年の4月に帰国の予定です。結婚しており6歳になる女の子の母親です。娘は今年ベトナムで小学校に入学しました。

今は花巻に住んでおり、現地の会社で女性用ブラウスを作っています。ミシンの使い方や縫製技術は、ベトナムとあまり違いはないのですが、日本の会社の仕事の進め方・考え方はとても勉強になります。

会社の人達とも仲良くなり、日本語も多く学ぶことができました。来日前にベトナムで一生懸命勉強してはきましたが、覚えてきた日本語が通じるか、はじめはとても心配でした。でも、日本の方はとても親切で、下手な日本語でしたがすぐに不安はなくなりました。

日本ではいろいろなことがありました。

特に季節毎に思い出があります。ベトナムにも四季はありますが、国の形が日本と同じように南北に長く、場所によって様々です。私の住んでいた場所に比べると、岩手の冬は寒く、日本に来て初めて雪を見ました。冬に降る雪はとても美しいのですが、私の興味は、「雪だるま」のほうです。

春には「夢の花」、さくらです。さくらも雪と同じく、日本に来て初めて見ました。ベトナムの友人達も皆、さくらが大好きです。夏の祭りは楽しく、花火大会は思い出深いです。秋の山のもみじも、もっと綺麗です。それぞれの季節毎にたくさんの写真も撮りました。

食べ物についても思い出があります。

日本では、多くの種類の食べ物をいつでも手に入れることができます。またそれは、おいしくて何より安全です。ベトナムでは生物を食べることはあまりないので、友人達はお寿司や刺身が苦手ですが、私はお刺身を美味しく食べました。

私は日本の良い点として2つあげられると思います。

一つは交通の便利さです。電車のスピードは速く、到着・出発時刻とも正確です。何より新幹線には驚きました。将来ベトナムにもハノイ・ホーチミンを結ぶ新幹線が出来るようです。今から楽しみにしています。

二つ目は人々が規則を守ることです。

ベトナム人も規則はよく守りますが、日本人は誰もが、何処でも、ずっと良く規則を守っています。そのおかげか、安全な日本では24時間営業の店も多いです。ベトナムでは普通、お店は19時から20時で閉めてしまいます。

日本にいて私は仕事以外でも多くのことを見て、聞いて、感じる事が出来ました。母国を離れて家族と離れて岩手で暮らした経験は宝物です。

国へ帰ったら人々に「日本について」を伝えます。



研修生のグエットさん

## ～ 会 員 情 報 ～

<b>ベンチ塗り替えボランティア</b> 岩手県塗装工業組合 (佐久間修一理事長)	<b>エイズ予防基金へ寄付</b> 高田松原商業開発協同組合 (伊東孝理事長)	<b>中国と鉄瓶販売契約締結</b> 水沢鋳物工業協同組合 (及川敬理事長)
<p>組合では、盛岡塗装組合(黒沢良作組合長)と合同で、盛岡市高松の池ベンチの塗り替え作業をボランティアで実施。12月16日の「いろいろ塗装の日」に因んでの社会奉仕活動で、この他県内13地区でも実施した。</p>	<p>組合では12月10日、(社)陸前高田青年会議所に店内回収レシート金額の1%に当たる36,500円を寄付、同会議所から(財)エイズ予防財団に同寄付金を贈呈することとなった。同会議所のエイズ予防啓発事業実施に応じたもの。</p>	<p>組合では12月16日、中国の茶販売会社と南部鉄瓶販売の契約を締結した。組合販売額は1,027万円分で鉄瓶600個。来年3月の出荷を控え、組合では年末年始にかけフル稼働生産に臨む。なお南部鉄器(協)も中国との販売契約を締結している。</p>
<b>創立40周年記念式典を開催</b> 協同組合盛岡卸センター (松田博之理事長)	<b>第8回社会貢献活動贈呈式</b> 岩手県遊技業協同組合 (秋山照明理事長)	<b>盛岡駅前開運神社を建立</b> 盛岡駅前商店街振興組合 (石田和徳理事長)
<p>組合では、1月27日、盛岡グランドホテルにて創立40周年記念式典・祝賀会を開催した。当日は関係者含め約140名参加の下、盛大かつ厳粛のうちに式典は終了した。</p>	<p>組合では12月20日、顧客サービスの一環で年始に配る商品に年賀シールを貼った作業報酬として4授産施設に15万円を贈呈した。組合員である県内95ホールが協力した社会貢献活動。</p>	<p>組合では、百縁商店街等の開運をテーマとした事業展開に絡み、同商店街内に開運神社を建立。12月15日に建立祭が開催された。盛岡駅前の新たなパワースポットとして繋がり力発揮が期待されている。</p>

## ～ Q &amp; A コーナー ～

組合等を運営する中で生じやすい法律や税務、労働等の諸問題について、Q&A形式で紹介。

**(質問)**

理事会提出議案に反対した一部の理事が、署名(又は記名押印)拒否の場合の理事会議事録の効力について

**(回答)**

理事会の議事録については、中小企業等協同組合法(以下中協法という)第36条の7で「出席した理事はこれ(議事録)に署名し、又は記名押印しなければならない。」と規定されている。これには、書面により議決に参加した理事も含まれる。即ち、議事録は理事が責任を追求される場合においても重要な役割を果たすものであり、特に正確に、かつ、詳細に採録しておくことが必要である。しかし、提出議案に反対したために一部の理事に署名又は記名押印を拒否された場合の議事録の効力については、議事録の役割が理事会議事の記録であるという点で、出席理事の署名又は記名押印は記録された内容が事実と相違ないことを証明するためのものであるから、一部の出席理事の署名又は記名押印が無いからといって、その議事録が議事録としての意味を失うとはいえず、当該議事録は効力を持つと解される。つまり、理由なく署名又は記名押印を拒否した理事があっても、当該議事録の作成をもって法律上の議事録作成義務は履行されたものといえる。また定款の規定では、理事会議事録では各議案について賛否両者があった場合には賛成並びに反対した理事の氏名を記載することになっている。よって、出席理事は、提出された議案に反対だからといって議事録が事実と反していない限り署名又は記名押印を拒否すべきではなく、署名又は記名押印を拒否した場合には、役員<sup>の</sup>忠実義務違反(中協法第36条の3第1項)に抵触する恐れがある。

いずれにしても理事会議事録に署名又は記名押印するのは、提出議案に賛成した理事ではなく、出席した理事であることに留意すること。

## 中小企業金融円滑化法の期限延長等（金融庁）

金融庁では、中小企業金融円滑化法の期限延長等を発表した。これは、我が国経済の足踏み状態が引き続き中、依然として厳しい中小企業の金融事情を考慮し、資金繰りに万全を期することを目的としている。具体的な対応は以下のとおり。

- (1) 中小企業金融円滑化法の期限を、平成24年3月末まで1年間延長
- (2) 金融機関によるコンサルティング機能発揮の促進
- (3) 金融機関による開示・報告内容の見直し簡素化

なお、当法は現在（当原稿執筆時点）、衆議院で審議中であることをお含み置きたい。

本件に関する問い合わせは、金融庁総務企画局信用制度参事官室 TEL：03-3506-6000(内線 3692)まで。

## 成長分野等人材育成支援事業の紹介（厚生労働省・岩手労働局）

厚生労働省では、健康・環境分野の人材育成に取り組む事業者を支援する成長分野等人材育成支援事業の創設を発表した。この制度は、健康・環境分野及び関連するものづくり分野において、機関の定めのない従業員を雇い入れ、または他の分野から配置転換し、OFF-JT(通常業務を離れて行う職業訓練)を実施した事業者に対し、訓練費用の助成を行うもの。具体には、事業主が負担した訓練費用を、対象者1人当たり20万円を限度として支給、若しくは大学院を利用した場合は50万円を上限に支給する制度となっている。支給対象となる職業訓練コースは次の条件を備えること。

- (1) 1コースの訓練時間が10時間以上であること、(2) 通常の業務を離れて行う職業訓練であること。
- (3) 所定労働時間内に実施される訓練が、総訓練時間数の2/3以上であること。

本件に関する問い合わせは、岩手労働局 総務部企画室 TEL：019-604-3002 まで。

## 継続雇用制度導入についての留意（厚生労働省）

厚生労働省では、高齢者雇用確保措置の義務対象年齢の段階的引き上げ等に関し、継続雇用制度の対象者の基準を、労使協定を締結せずに就業規則で定めている事業主に対し、措置対応が必要と発表した。これは、平成22年度末までに、①「定年の定めの廃止」「定年の引き上げ」または「希望者全員の継続雇用制度」を実施するか、② 継続雇用制度の対象となる高齢者の基準について労使協定を締結するかの、①②いずれかの措置実施が必要との内容になっている。

本件に関する問い合わせは、岩手労働局 総務部企画室 TEL：019-604-3002 まで。

## 地域建設業経営強化融資制度の紹介（岩手県）

岩手県では、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、地域建設業経営強化融資制度を実施すると発表した。この制度は、平成20年11月より国の直轄工事で適用されていたものを、昨年11月13日より岩手県でも適用することとしたもの。

内容は、県営建設工事の請負者が有する工事請負代金債権の譲渡を県が承諾することにより、この債権を担保とし、債権譲渡先が(財)建設業振興基金の債務保証のもと、金融機関から資金を調達し請負者に対して出来高に応じた転貸融資を行うとともに、出来高を超える部分については、請負者が金融機関から融資を受ける際、保証事業会社が債務保証を行う制度である。本制度は、当該工事の出来高が1/2以上に達した際に利用できる等の条件がある。

本件に関する問い合わせは、岩手県 建設技術振興課 建設技術振興担当 TEL：019-629-5954 または(社)岩手県建設業協会 TEL：019-653-6114 若しくは東日本建設業保証(株)岩手支店 TEL：019-624-4480 まで。

## 建設企業のフロンティア事業の公募について（国土交通省）

国土交通省では、建設企業の連携強化を図り、技能者等を新規に雇用することによりエコ建築・耐震・リフォーム等、今後成長が見込まれる市場の開拓を支援する「建設企業の連携によるフロンティア事業」を実施すると発表、この度、同事業の助成対象事業者の公募を始めた。補助事業の主な要件は以下のとおり。

### 【助成対象者】

- (1) 少なくとも2以上の建設企業の連携体であること
- (2) 予定する事業期間の過半を超える期間において、新たに技能者、技術者、若年者その他の事業実施に必要となる者を1名以上雇用し、事業期間終了後も継続して雇用する見込みがあること

【助成額】定額（上限は1,000万円） 【公募期間】平成23年2月15日（火）～2月28日（月）

なお、他にも要件等がある。本件に関する問い合わせは、国土交通省総合政策局 建設市場整備課 建設産業振興室 TEL：03-5253-8111（内線24826～8）まで。

## 廃棄物処理法の一部改正について（環境省）

環境省では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、昨年12月17日閣議決定されたことを発表した。本法の主な概要は以下のとおり。

- (1) 優良な産業廃棄物処理業者に係る特例  
優良な産廃業者の処理業許可の特例として、許可の有効期間を7年とする（現行法では一律5年）。
- (2) 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化  
現在は、産業廃棄物の収集運搬については、積卸しを行う全ての都道府県又は政令市の許可を受けなければならないが、原則として、一の政令市を越えて収集運搬を行う場合は、都道府県の許可を受けることとする。
- (3) 廃石綿等の埋立処分基準  
飛散性の廃石綿等に関する現在の埋立処分基準では、固型化又は二重こん包のいずれかの措置を講ずることとされているが、固型化等の措置を講じた上で二重こん包することを義務付ける。

本件に関する問い合わせは、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 廃棄物・リサイクル制度企画室 TEL：03-5501-3152（直通）まで。

## 容器包装リサイクルに関する再商品化委託の申込み（経済産業省他）

「容器包装リサイクル法」では、「容器」「包装」を利用または「容器」を製造等している事業者（特定事業者）が、分別収集された「容器包装廃棄物」を再商品化（リサイクル）する義務規定がある。これらの特定事業者（小規模事業者等は除く）が再商品化義務を履行するには、自ら再商品化（リサイクル）をしない場合、同法に規定される指定法人（財）日本容器包装リサイクル協会）と再商品化委託契約を結び、再商品化委託料を支払うこと（指定法人ルートによる義務履行）が必要である。経済産業省他では、平成23年度分の再商品化委託申込の受付を開始したことを発表した。「特定事業者」該当業種は次のとおり。

- 食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品等の製造事業者 ●小売・卸売業者 ●輸入業者（容器や包装が付いた商品の輸入や容器の輸入等） ●テイクアウトができる飲食店、通販業者
- 売店を持つホテル・旅館、購買部（売店等）を持つ学校法人、宗教法人 ●ガラスびん、PETボトル、紙箱、袋など容器の製造事業者

本件に関する問い合わせは、【法の概要や特定事業者であるかの判断】については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 コールセンター TEL：03-5251-4870、【申込書類の請求】については、同協会オペレーションセンター TEL：03-5610-6261 まで。受付時間は、9:30～17:30（土日祝日を除く）。

## 景況は依然先行き警戒必要(平成 22 年 12 月)

### 〈全体の概要〉

12月は、年末商戦で業種により明るい動きも見られたが、天候不順もあり期待はずれの売上。また、取引先の海外シフトによる受注減等で売上が減少するなど厳しい収益状況にある。

中小企業の景況は、内需低迷が続く中、販売価格の低下と原材料価格の高止まりに加え、エコポイントの減少による需要の反動減の影響が重なり、依然として先行き警戒が必要な状況にある。

### 〈主な業界及び地域組合等の動向〉

#### ◆ 漬物製造業

歳暮贈答品の動きが予想に反し弱め、低調な動き。新年に不安を感じる。

#### ◆ 酒類製造業

寒造りの仕込み最中であるが、個人消費が低迷する中、依然として清酒消費量も影響を受けている。

#### ◆ 菓子製造業

夏の異常気象の影響で苺の価格高騰、コンビニ・大手スーパーの販売猛攻によりケーキの売上ダウン。

#### ◆ 一般製材業

製材所への注文が、昨年比、上向きになってきた。住宅エコポイント効果により売上増。

#### ◆ 砕石製造業

地域的格差が鮮明となっていく中、厳しい地域では現状のまま耐えられるか気掛かりである。

#### ◆ 銑鉄铸件製造業

鉄鍋は、諸外国等の競合により低迷を続けている。中国・香港・台湾向け鉄瓶は出荷量増加。

#### ◆ 金属製品製造業

地元工事が相変わらず少なく、材料費(鋼材)の値上がりなど先行き不透明感は増すばかりである。

#### ◆ 一般機械器具製造業

客先の工場の海外移転が加速化してきている。

#### ◆ 水産物卸売業

水産物取扱量、取扱金額ともに不振。夏場の暑さや水温異変の影響を挽回できなかった。

#### ◆ 家庭用機械器具小売業

エコポイントが半減、受注は大きくダウン。地デジテレビの世帯普及率90%を超え伸び期待できず。

#### ◆ 酒・調味料小売業

一般酒販店に客足戻らず。酒類市場は価格下げ止まり感が強く、飲酒人口の減少等酒類全体が落込み。

#### ◆ 各種商品小売業(盛岡市)

豪雪で除雪用品、長靴が好調で売上高を引き上げたが、来店客は減少、年末年始セールに大きく影響。

#### ◆ 各種商品小売業(大船渡市)

賞与の支給額の減少が要因か、客単価の低下は相変わらず。消費が上向かない状況にある。

#### ◆ 自転車小売業

一年を顧みれば、電動補助自転車は売上増であったが、景気低迷のせいか安価の自転車が多く出た。

#### ◆ 自動車小売業

補助金効果の反落で新車登録台数は大幅なダウン、厳しい状況が継続する見込み。

#### ◆ 商店街(盛岡市)

家電エコポイントの駆け込み購入の反動、購買の優先順位と抑制で業態によって増減。

#### ◆ 旅館業

年末の記録的な大雪による影響を懸念。

#### ◆ 旅行業

各宿泊機関の宿泊パック商戦の影響を受け、単価は落込み、収益は伸びていない。

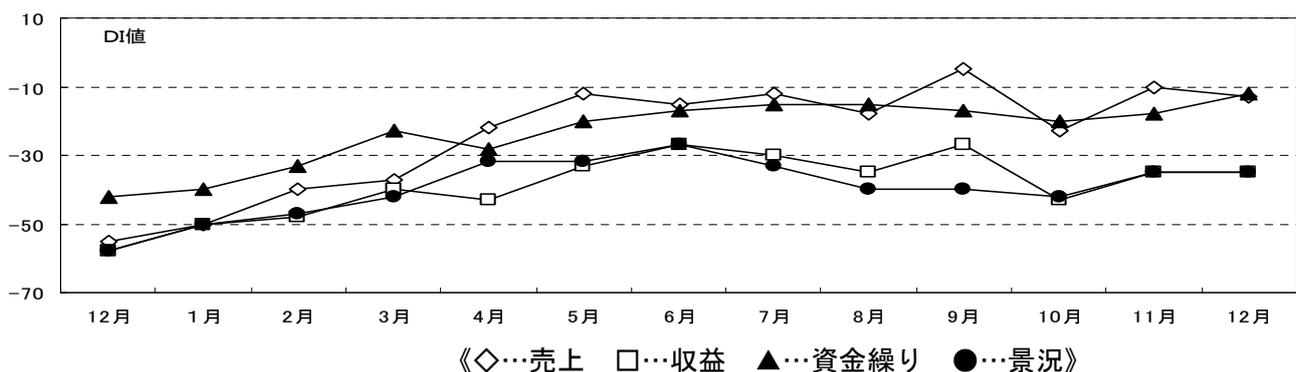
#### ◆ 建物サービス業

最低賃金のアップによる人件費増など、企業の体力は限界に近い。

#### ◆ 一般乗用旅客自動車運送業

忘年会等の飲食客はそれほどではなかったが、寒波や降雪等の荒天による利用があり客数微増。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ (H21年12月～H22年12月) ●



**平成23年度 活路開拓事業等の募集のお知らせ**

1月21日全中発表の平成23年度「中小企業組合等活路開拓事業」等の募集について概要は以下のとおり。

**【補助対象】**

組合の他、社団、共同出資会社、LLP、任意グループ。平成23年1月15日現在で設立後1年以上等。

**【中小企業組合等活路開拓事業】…補助対象数は全国で35組合等**

中小企業者の課題改善等の事業への支援、展示会等出展事業への支援。謝金・旅費・委託費・機械等購入費他。補助金限度額11,588千円（展示会出展事業1,200千円）。補助率6/10。

**【連合会(全国組合)等研修事業】…補助対象数は全国で30組合等**

対象は2/3以上が中小企業者で構成され、その構成員が15都道府県以上に所在している組合等。

**【組合等情報ネットワークシステム等開発事業】…補助対象数は全国で30組合等**

情報システム構築等、IT活用による経営革新事業を補助。委員手当・謝金・旅費・委託費他。補助金限度額11,588千円。補助率6/10。

※ 従来の「自主研修事業」及び「WEB構築支援事業」は、事業廃止されたため今後募集はしない。

※ 1月21日(金)より募集開始、2月に応募説明会を順次開催し、応募の締切は2月28日(月)まで。4月以降選考委員会を開催し採択組合を決定、補助金交付決定と事業開始は5月下旬を予定。

本会では、活路等の助成事業の応募に際し、計画書の作成等に関する支援を行っております。応募希望の組合等にあつては、是非とも本会にご相談下さい。担当 連携支援部 TEL: 019-624-1363 まで。

**組合代表者会議開催のお知らせ**

- ◆ 日時 平成23年2月16日(水) 13:00~
  - ◆ 場所 盛岡市「ホテル東日本」
  - ◆ 講演 『日本経済の展望 ~中小企業の時代~』
  - ◆ 講師 高野 孟(たかの はじめ)氏 (「インサイダー」編集長)
- 本件担当 統括指導センター  
TEL: 019-624-1363 FAX: 019-624-1266



岩手県中小企業団体中央会

**第56回通常総会開催の予定**

日時: 平成23年5月12日(木)  
場所: ホテル東日本 盛岡市大通3丁目3番18号 TEL: 019-625-2131

◆主要日誌◆ (1月1日~ 1月31日)

◎中央会主催事業

- 1/17 旅館ホテル業IT経営革新セミナー
- 1/20 農商工連携実地研修(於:岩手エッグデリカ)
- 1/26 農商工連携セミナー

◎関係機関・団体主催行事への出席等

- 1/11 中小企業支援ネットワーク強化事業説明会  
いわて産業振興センター理事会
- 1/13 農商工連携人材育成研修 説明会
- 1/17 農商工連携ファント`希望ファント`事業審査委員会

- 1/24 黄金の国いわてフェア実行委員会
- 1/26 緑の募金運営協議会  
いわてデスティネーションキャンペーン推進協議会運営幹事会
- 1/27 岩手県経営者協会高齢者雇用制度普及推進会議
- 1/28 最低賃金工賃専門部会、貸付審査委員会
- 1/31 東北経産局 TTP 説明会